平成２１年（フ）第２１５９号
神奈川県大和市柳橋２丁目１番地６　グリーンサイド柳橋103号
債務者　渡邊奈穂子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３０１号
神奈川県鎌倉市津西１丁目31番３号　シャルム・アイ101号
債務者　久野　光子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３１７号
横浜市緑区竹山１丁目13番８号、住民票上の住所横浜市神奈川区菅田町609番地13
債務者　大倉　悦子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５５７３号
千葉県茂原市本小轡1136―26
債務者　杉原　晴江
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５７４号
東京都練馬区石神井町８丁目１―14―204
債務者　清水　勝利
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５７５号
千葉県木更津市下郡907―11
債務者　岩田　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６８１号
東京都港区高輪１丁目16―11
債務者　亀島　文代
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６８２号
東京都町田市鶴川３丁目15―23―202
債務者　北原可代子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６８７号
東京都中野区中野３丁目49―19　甲信館５
債務者　押野　雄二
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７２９号
東京都練馬区旭町３丁目18―15―204
債務者　武藤　正人
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７３１号
東京都足立区西新井栄町２丁目７―10―501
債務者　佐藤　　一
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７４７号
東京都新宿区西早稲田１丁目16―18―103
債務者　高林由紀子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７５４号
東京都目黒区八雲４丁目10―13
債務者　山田　　昇
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７５５号
千葉県千葉市花見川区三角町５―102
債務者　中村　　修
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７５９号
東京都八王子市散田町３丁目28―５
債務者　伊原　聖子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７６０号
神奈川県川崎市高津区蟹ケ谷248―18―202
債務者　平野　雅樹
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部